



第2回高度外国人材研究会 参考資料

2023年11月27日

近隣諸国の政府による生活面での支援

他国では、国/地方自治体でのワンストップサービスの提供や、地域でのコミュニティ作り支援の取り組みが見られる

国	概要	政府の提供内容			
		生活全般の相談	国の制度の相談	公用語の教育支援	地域でのコミュニティづくり
 日本	<ul style="list-style-type: none"> 出入国在留管理庁主管の「外国人生活支援ポータルサイト」を通じて、現地の暮らしに役立つ情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 生活インフラの契約手続き等、日本での暮らしに必要な情報をガイドブックとして発信 	<ul style="list-style-type: none"> 在留資格や税制度・医療保険等の国の制度に関わる情報をガイドブックとして発信 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教育の実施機関を紹介 省庁・自治体別に提供(分散化) 	—
 韓国	<ul style="list-style-type: none"> ソウル市主管の「ソウルグローバルセンター」のポータルを通じて、現地の暮らしに役立つ情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 細かい情報を載せたガイドブックを発信 相談窓口を提供の機関一覧・連絡先等がポータルに分かりやすく集約 		<ul style="list-style-type: none"> 様々なオンラインクラスを提供 ポータル上でクラスを閲覧・参加申請可能 	<ul style="list-style-type: none"> 教育・文化プログラムの一環として、様々な体験イベントを開催 ポータル上でクラスを閲覧・参加申請可能
 中国 (深圳)	<ul style="list-style-type: none"> 区レベルで国際サービスセンターを設置、ワンストップの充実したサポートを提供 	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしに必要な情報の発信だけでなく、短期賃貸の契約サポート等も提供 	<ul style="list-style-type: none"> 法律・税務の相談や在留資格の申請処理等に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 中国語教室・コーナー等をオフラインで提供 	<ul style="list-style-type: none"> オフラインのコミュニティ活動を開催
 台湾	<ul style="list-style-type: none"> 移民局主管のポータルで、外国人向けに、現地の暮らしに役立つ情報を発信 外国人向けホットラインを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 細かい情報を載せたガイドブックを発信 外国人向けホットラインを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 国の制度に関わる情報をガイドブックとして発信 外国人向けホットラインを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 教育部管轄の中国語センターが全国の大学と提携形式で外国人向けに有料教室を提供 	—

出典: <https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>; <https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>; https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nihongokyoiku_tanto/;
<https://global.seoul.go.kr/web/main.do?lang=en>; <http://www.sz.gov.cn/en/index.html>; http://www.sz.gov.cn/en_szgov/news/photos/content/post_10001857.html;
http://www.szlhq.gov.cn/english/hsfuzx/overview/content/post_8671705.html; http://www.sz.gov.cn/en_szgov/news/infocus/talent/Longhua/content/post_8713301.html;
<https://www.immigration.gov.tw/5385/7445/7910/>; <https://english.moe.gov.tw/cp-23-24206-13c8a-1.html>; <https://limit.edu.tw/lc/>; https://www.roc-taiwan.org/sz_en/post/1644.html;
<https://ee.ntu.edu.tw/upload/workbench/files/Taiwan%20Handy%20Guide%20for%20Foreigners.pdf>; <http://www.mtc.ntnu.edu.tw/eng/>; ポストン・コンサルティング・グループ分析

近隣諸国での生活インフラ契約のしやすさ 1/2

日本では賃貸契約の際に、携帯番号と保証人が求められるが、韓国ではプリペイド式携帯番号で契約可能と保証金の支払いのみで賃貸可能

国 手続きの際に求められる前提条件

契約のしやすさ

	賃貸契約	携帯契約	銀行口座契約	クレジットカード契約	
 日本	<ul style="list-style-type: none"> 携帯番号 (知人から借りる必要性) 日本人の保証人または保証会社 	<ul style="list-style-type: none"> 住所 	<ul style="list-style-type: none"> 住所 携帯番号 (ゆうちょ銀行除き) 半年間の在留期間 	<ul style="list-style-type: none"> 住所 携帯番号 銀行口座 日本での収入履歴 	<p>賃貸契約時に携帯番号を求められるのがボトルネック。保証人または保証会社も必要</p>
 韓国	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> パスポート 携帯番号 (プリペイドでも可; 貸主等との連絡用) <p>チョンセ¹の場合 (保証金制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証金 <p>ウォルセの場合 (月払い賃貸)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証金 (在職証明書) 	<p>プリペイド式(月額よりも高額)</p> <ul style="list-style-type: none"> パスポート <p>月額制プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> パスポート 外国人登録証 銀行口座 <p>通信キャリア別に追加条件</p> <ul style="list-style-type: none"> SK) 保証金または保険会社への加入 KT) 韓国で発行のクレカ LG) 韓国で発行のクレカまたは通帳コピー 	<p>数行のみ開設可能</p> <ul style="list-style-type: none"> パスポート <p>殆どは下記が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人登録証 携帯番号 (社会人の場合) 在職証明書 	<ul style="list-style-type: none"> パスポート 外国人登録証 携帯番号 銀行口座 現地での収入履歴 (在職証明書/ 税金計算書等) 	<p>賃貸契約時に携帯番号が必要だが、パスポートで契約可能なプリペイド式の携帯番号も登録可能なため、契約のハードルが比較的に低い。保証人不要で保証金支払いにより契約可能</p>

1. 入居時に高額な保証金を一括払い・退去時に全額返還する制度
 出典: エキスパートインタビュー; ポストン・コンサルティング・グループ分析

近隣諸国での生活インフラ契約のしやすさ 2/2

他国ではパスポート・個人ID・就労許可があれば、賃貸からクレジットカード契約までの流れが比較的スムーズ

国	手続きの際に求められる前提条件				契約のしやすさ
	賃貸契約	携帯契約	銀行口座契約	クレジットカード契約	
 台湾	貸主で異なる <ul style="list-style-type: none"> パスポート 携帯番号 (プリペイドでも可; 貸主等との連絡用) 保証金 (連帯保証人) 	プリペイド(月額よりも高額) <ul style="list-style-type: none"> パスポート 月額制 <ul style="list-style-type: none"> パスポート 外国人登録証 	銀行により異なる <ul style="list-style-type: none"> パスポート 外国人登録証 または個人ID 携帯番号 (母国の個人ID) 	<ul style="list-style-type: none"> パスポート 外国人登録証 現地での収入履歴 等 	台湾では賃貸。契約契約のハードルは低く、申請時間がややかかる外国人登録書を入手できれば、スムーズに口座開設可能
 香港	<ul style="list-style-type: none"> パスポートまたは個人ID 就労許可 保証金 (雇用証明書) (銀行口座) 等 	月額制 <ul style="list-style-type: none"> パスポートまたは個人ID 住所 保証金 	<ul style="list-style-type: none"> パスポートまたは個人ID 就労許可 電気・ガスなどの支払証明 (雇用証明書)等 	<ul style="list-style-type: none"> パスポート 個人ID 現地での収入履歴等 	香港での賃貸は物件によるが、パスポート・就労許可があれば契約可能。その後の契約も比較的スムーズ
 シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> パスポート 就労許可 手付金 保証金 等 	月額制 <ul style="list-style-type: none"> パスポート 就労許可 (電気・ガスなどの支払証明; 就労許可に住所無記載の場合必要) 	<ul style="list-style-type: none"> パスポート 住所 携帯番号 (納税者居住証明) 	<ul style="list-style-type: none"> パスポートまたは個人ID 電気・ガスなどの支払証明 就労許可 現地での収入履歴 雇用証明書等 	シンガポールでは口座開設時に納税者居住証明を必要とする銀行もあるが、全般通じてスムーズ

近隣諸国の政府による生活支援: 韓国 ソウル市 (1/2)

政府機関は外国人が生活しやすいように支援サイトを設置したり、特定人材に対しては減税処置を施す等、外国人材の定住に向けて様々な取り組みを実施

ソウル市の取り組み概要

外国人向け総合インフラ「ソウルグローバルセンター(webサイト)」を設置、外国人がソウルで生活しやすいように、様々なサポートを提供

- 移民/法律/健康相談
- 税制度/労働/ビザ
- 家族向けサポート
- 韓国語教室
- イベント開催 等

ソウルグローバルセンター (webサイト) の画面例

韓国語教室、就職支援等、様々な面で政府がサポート (次頁詳細)

税金滞納に関連した記事/相談窓口も明記。外国人が韓国で生活するうえで有用な情報をお届け

ソウルでの生活ガイド。生活インフラ系の開設方法や国際ナショナルスクールリストまで掲載

02 金融サービス

銀行

外国人の口座開設は居住外国人と非居住外国人に分かれる。すべての銀行取引は本人が直接支店に申請して行わなければならない。身分証明(パスポート、外国人登録簿、税務課が発行する。韓国語通訳サービスName Verification Card)が取得されているため、すべての金融取引は受入可能である。外国人は外国人の口座開設は、金融機関が定める条件を満たす必要がある。

学校名	所在地	施設種別	連絡先
ハンソン(漢南)区 小学校	チュング(京畿)道 ソウル市 漢南(漢南)区 洞石路35	小・小	02-75-6688 www.hansong.or.kr (韓国語)
ハビニル(海雲台)区 国際学校	チョング(慶尙)道 比洞(比洞)区 比洞洞132	小・中	02-396-7688 http://habinil.or.kr (韓国語)
ソウルドイツ学校	ヨンサン(龍山)区 トクソグ(徳谷)洞 1236	小・中	02-792-0997 www.sosoul.org (ドイツ語)
アジア国際学校	ヨンサン(龍山)区 トクソグ(徳谷)洞 115	小・中	02-792-0234 www.gifskorea.org (英語)
ソウルユンサン国際学校	ヨンサン(龍山)区 イクサ(逸仙)洞 1385	小・中	02-792-0384 www.yosoul.org (韓国語)
アジアインターナショナルスクール	ソウル(鍾路)区 龍谷(龍谷)洞 45番路 57	小・中	02-907-2767 www.asia-international.or.kr (英語)
韓国ヤンジン国際学校	クワンジュン(冠嶺)区 昌寧(昌寧)洞 151	小・中	02-2261-7061 www.kks.or.kr (韓国語)

出典: <https://global.seoul.go.kr/web/main.do?lang=en>; <https://global.seoul.go.kr/web/life/lifeListPage.do>;

近隣諸国の政府による生活支援: 韓国 ソウル市 (2/2)

ソウルグローバルセンターでは、韓国語のオンライン教室や文化体験イベントを提供、外国人同士のインタラクションを通じて、コミュニティづくりにも踏込んでいます

韓国語のオンライン教室

様々な韓国語教育のオンラインクラスを提供、多言語にも対応。サイト上で応募が完結

オフラインイベント

ポータルでは様々な文化体験イベントを開催、サイト上で応募が完結

ソウル外国人センターでの料理教室的なイベントを無料で提供

NO	Center Name	Sortation	State	Program name	Date application	Training date and time
181	Seoul Foreign Resident Center	Experience	Applying	November Arts & Culture Fieldtrip - Dongchimi Class		
180	Seoarae Global Village Center	Exchange	Applying	Homework Help Session		
179	Seoarae Global Village Center	Experience	Application is closed	Seoarae Global Arts and Culture Exhibition		
178	Seoul Foreign Resident Center	Experience	Application is closed	November Arts & Culture Fieldtrip A traditional Korean food festival		
177	Geumcheon Global Village Center	Experience	Application is closed	Science Cube Related Program Science Experience@ACT		

Center Name	Seoul Foreign Resident Center
Date application	2023-11-10 12:00 ~ 2023-11-21 18:00
Training date and time	2023-11-22 10:30 ~ 2023-11-22 15:00
Eligibility to apply	Open to 48 adult foreign residents living in Seoul
How to apply	Telephone
Tuition fee	For free
Maximum number	48
HITS	155

近隣諸国の政府による生活支援: 中国 (深圳)

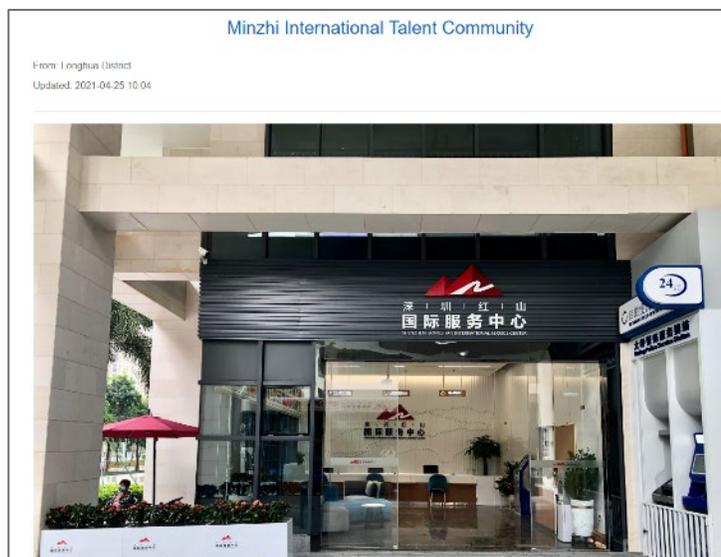
深圳では、市レベルでは一般向けに暮らしで役立つ情報を英語で発信に留まるが、区レベルでは外国人向けのサービスセンターを設置

概要

深圳の龍華区では、外国人材向けに
国際サービスセンターを設置、様々なサポートを提供

- 暮らしに必要な情報の発信だけでなく、短期賃貸の契約サポート等も支援
- 法律・税務の相談や在留資格の申請処理等に対応
- オフラインイベントの企画・開催
- 中国語教室・コーナー、外国書籍が置かれた24時間図書館を設置

イメージ



法律・税務、在留資格 (労働許可書)
総合サービスの3つの窓口を設置



近隣諸国の政府による生活支援: 台湾

台湾では様々な相談を統一窓口で受付けるホットラインを設置。中国語教育においては、大学と提携した形で有料のオフライン教室を提供

多言語対応の相談窓口

Foreigners In Taiwan Hotline: 1990

Go Back Print

Facebook
LINE
Twitter

Date : 2022-04-20 Source : Foreign Affairs Section Hit : 15925

Foreigners In Taiwan Hotline: 1990

- The hotline number (0800-024-1111) has been changed to "1990". The original 0800 number will be discontinued from July 1st, 2022.
- Our Services:** We provide counseling services of daily needs and life adaption for foreigners and new residents in Taiwan. The services include visa, residence, work, education, culture, tax, health insurance, transportation, employment, healthcare, personal safety, parenting, welfare services, legal information, and other daily life information. Chinese, English, Japanese, Vietnamese, Indonesian, Thai, and Cambodian language services are available.
- Service Hours:**
 - Chinese, English, and Japanese Services: 24 hours a day, 7 days a week.
 - Vietnamese, Indonesian, Thai, and Cambodian Language Services: Monday to Friday from 9 a.m. to 5 p.m.(excluding national holidays and

在留資格、就職、税制度、教育、文化関連等の相談を統一の窓口で受付可能なホットラインを開設。
多言語対応で、日英対応は24時間無休。番号も覚えやすい

教育部主催の中国語教育サイト: 台湾中国語教育資源中心

中国語の学習方法をまとめたサイト

教育部管轄の中国語センターが全国の大学と提携形式で外国人向けに有料教室を提供。サイト上で該当エリアの教室を検索可能

各国のインターの分類と位置づけの違い

学校のタイプ

各国における位置づけ

	指導要領 の縛り	主要言語	自国民の 受入れ	日本 	シンガポール 	香港 	上海 
外国人向けのインター	なし	(原則) 英語	原則不可	<ul style="list-style-type: none"> 外国人向けのインターは法律上の定義が無く、曖昧な存在 所管が不明確であり、国として積極的な推進はされていない 	<ul style="list-style-type: none"> 学校システムを自国民と外国人で明確に分断 その上で、インターを高度外国人材誘致に必要なインフラとして政府が積極推進 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的背景から、国民の国際教育に注力しており、自国民が通うことも認める 通常の私立校と同様に政府が支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人向け学校は自国民の通学不可で、明確に分断 高度外国人材の国内分布に偏りあり、都市単位で誘致を実施
自国民向けのインター： 指導要領に縛りなし			受入れ可	<ul style="list-style-type: none"> 外国人学校 (各種学校等。法律上の一律の規定はなし) 	<ul style="list-style-type: none"> FSS = Foreign System School 限られた私立インター (3校のみ)¹⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> ESF (半公立校) 私立校 (DSS含む) 	<ul style="list-style-type: none"> SCFW = School for Children of Foreign Workers
自国民向けのインター： 指導要領に縛りあり	あり			<ul style="list-style-type: none"> 一条校 (英語IB) 教育課程特例校 	<ul style="list-style-type: none"> 現地校 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校の国際部
自国民向けの国際教育		(原則) 現地語		<ul style="list-style-type: none"> 一条校 (日本語IB) 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> 現地校 	<ul style="list-style-type: none"> 現地校

1. Anglo-Chinese School (International), Hwa Chong International School, SJI International Schoolの3校

出典: ポストン・コンサルティング・グループ 日本及び主要国におけるインターナショナルスクールに関する調査 (2021年 金融庁委託調査)

中国・香港の在留資格: 概要

中国では莫大な補助金の提供によりトップ人材を誘致。一方で、香港では国内留学生も含めて、必要とする人材別に施策を導入(詳細は資料末尾の参考資料集ご参照)

国	種別	概要	対象・要件	優遇措置
中国 	海外高度人材 導入計画 ("千人計画")	<p>トップレベルの高度人材向けに、政府が認定プログラムを導入、レベル別に補助金等の優遇策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 具体内容は省・市レベルで設定 	<p>深圳の例) トップ人材を3つのレベルに分類</p> <ul style="list-style-type: none"> • A類: 国家レベルのリーダー的な人材 例) ノーベル賞または国家・国際レベルの賞を受賞 • B類: 地方レベルのリーダー的な人材 例) 直近10年で、世界トップ500企業の経営人材を経験 • C類: リーダーシップ候補の優秀人材 例) 世界トップ校で博士号を取得、かつ深圳にて3年以上の雇用契約を締結 	<p>深圳の例) 政府から補助金支援等を5年間継続で受取り</p> <ul style="list-style-type: none"> • A類: 計6,200万円上限/人 • B類: 計4,150万円上限/人 • C類: 計3,300万円上限/人
香港 	国内留学生向けの 入境管理制度	<p>香港にある大学にて学士号以上を保有。 申請時に雇用主不要</p>	<p>全日制の香港にある大学にて学士号以上を保有</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2年の在留期間 • 無制限の活動
	科学技術 人材入境計画	<p>人数制限ありの、 科学技術人材向け施策。 申請時に雇用主必要</p>	<p>以下2つを満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> • 雇用主あり、かつ、AI/バイオサイエンス/グリーンテクノロジー等の科学分野に従事 • トップ校100位以内のSTEM関連の学士号以上保有 	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用契約に基づき、 最長で3年の在留期間 • (活動制限あり)
	優秀人材 入境計画	<p>人数制限ありの、 トップ人材向け施策。 申請時に雇用主不要</p>	<p>2通りの評価制度から選択</p> <ul style="list-style-type: none"> • 総合ポイント制: 年齢/学歴/経歴/才能リスト/中国語・英語能力/家庭背景からなる6項目で評価 • 成果ポイント制: オリンピックメダルやノーベル賞、国家/国際的な受賞歴のある人材向け 	<ul style="list-style-type: none"> • 総合ポイント制の場合、 3年、成果ポイント制の場合、 8年の在留資格 • 無制限の活動
	トップタレント 通行証計画	<p>超トップ人材向け、 雇用主不要で申請可能</p>	<p>以下のどれかを満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> • 人数制限なし) 前年の収入が4,800万円以上 • 人数制限なし) トップ校100位以内の学士号以上保有、直近5年以内に3年以上の職歴 • 人数制限あり) トップ校100位以内の学士号以上保有だが、直近5年以内に3年未満の職歴 	<ul style="list-style-type: none"> • 2年の在留期間 • 無制限の活動

• 同性パートナー含めた配偶者・扶養子女の同行

在留資格詳細: 中国

中国では卓越したグローバル人材の誘致を狙うプログラムを設け、認定された場合には高額な補助金を受取り可能

海外高度人材導入計画 ("千人計画")

概要 レベル別 (A~C類) にトップ人材を政府が認定、補助金支援等の様々な優遇措置を提供。
 具体内容は省・市レベルで定めている

対象・要件 深圳の例)

A類: 国家レベルのリーダー的な人材

- ノーベル賞または国家・国際レベルの賞を受賞
- 直近10年以内にて、世界トップ500企業にて経営人材を経験
- 直近5年以内にて、国際的に有名な金融機関や会計事務所にてシニアマネージャー以上を経験
- 世界トップ校の校長や副校長を担当 等

B類: 地方レベルのリーダー的な人材

- 直近5年以内にて、nature science等の科学誌で論文を第一作者として発表
- 世界トップ校の教授や副教授を担当
- 先進国等で医療資格を持つ 等

C類: リーダーシップ候補の優秀人材

- 世界トップ校の助教授を担当
- 世界トップ校で博士号を取得、かつ深圳にて3年以上の雇用契約を締結

優遇措置 深圳の例) 政府から補助金支援を5年間継続で受取り

- A類: 計6,200万円上限/人
- B類: 計4,150万円上限/人
- C類: 計3,300万円上限/人

他省市では、住宅購入補助金や他国と同様の配偶者や子女向け優遇措置を提供

出典: http://hrss.sz.gov.cn/tzgg/content/post_9627332.html;

https://guangdong.chinatax.gov.cn/gdsw/gzsw_gkwj/2021-08/03/93e8a0ec6a564908a6bca74d3f4e99b9/files/21caef1d69da428496dce7e788f620f1.pdf;

エキスパートインタビュー; ボストン・コンサルティング・グループ分析

在留資格詳細: 香港

香港では、求める人材別に様々な制度を導入。中には、国内留学生向けの施策も打ち出している

	国内での定着	海外から国内への誘致			
	国内留学生向けの 入境管理制度	一般就業政策	科学技術人材入境計画	優秀人材入境計画	トップタレント通行証計画
対象・要件	<p>人数無制限で、申請時に雇用主不要</p> <p>全日制の香港にある大学にて学士号以上を保有</p>	<p>人数無制限だが、申請時に雇用主必要</p> <p>以下2つを満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用主あり、かつ、香港で採用が難しいポジションへ就任 学士号以上取得、かつ関連した経歴を保有。または、学士号以下でも、特殊的な技術資格等を有する 	<p>人数制限ありの、科学技術人材向け施策。申請時に雇用主必要</p> <p>以下2つを満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用主あり、かつ、AI/バイオサイエンス/インターネット/セキュリティ/データ分析/金融科学/グリーンテクノロジー等の科学分野に従事 トップ校100位以内のSTEM関連の学士号以上保有 	<p>人数制限ありの、トップ人材向け施策。申請時に雇用主不要</p> <p>2通りの評価制度から選択</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合ポイント制: 年齢/学歴/経歴/才能リスト/中国語・英語能力/家庭背景(配偶者の学歴/扶養子女の随行・香港永住者である直系親族の有無)からなる6項目で評価 成果ポイント制: オリンピックメダルやノーベル賞、国家/国際的な受賞歴のある人材向け 	<p>人数無制限も含めた、高収入・世界トップ校出身の超トップ人材向け施策。申請時に雇用主不要</p> <p>以下のどれかを満たす 人数無制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年の収入が4,800万円以上 トップ校100位以内の学士号以上保有、かつ直近5年以内の職務経験が3年以上(人数制限あり) トップ校100位以内の学士号以上保有だが、直近5年以内の職務経験が3年未満
優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> 2年の在留期間 無制限の活動 同性パートナー含めた配偶者・扶養子女の同行 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約に基づき、最長で3年の在留期間(活動制限あり) 同性パートナー含めた配偶者・扶養子女の同行 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約に基づき、最長で3年の在留期間(活動制限あり) 同性パートナー含めた配偶者・扶養子女の同行 トップ人材要件を満たす場合は更に優遇 	<ul style="list-style-type: none"> 総合ポイント制の場合、3年の在留資格。成果ポイント制の場合、8年の在留資格 無制限の活動 同性パートナー含めた配偶者・扶養子女の同行 	<ul style="list-style-type: none"> 2年の在留期間 無制限の活動 同性パートナー含めた配偶者・扶養子女の同行

税金・社会保障制度：各国の所得税の優遇措置の比較

日本と人材獲得の近隣競争国では、魅力的な所得税率・その優遇措置を提供。特にシンガポール・香港では、高所得層なほど、優遇のインパクトが大きい

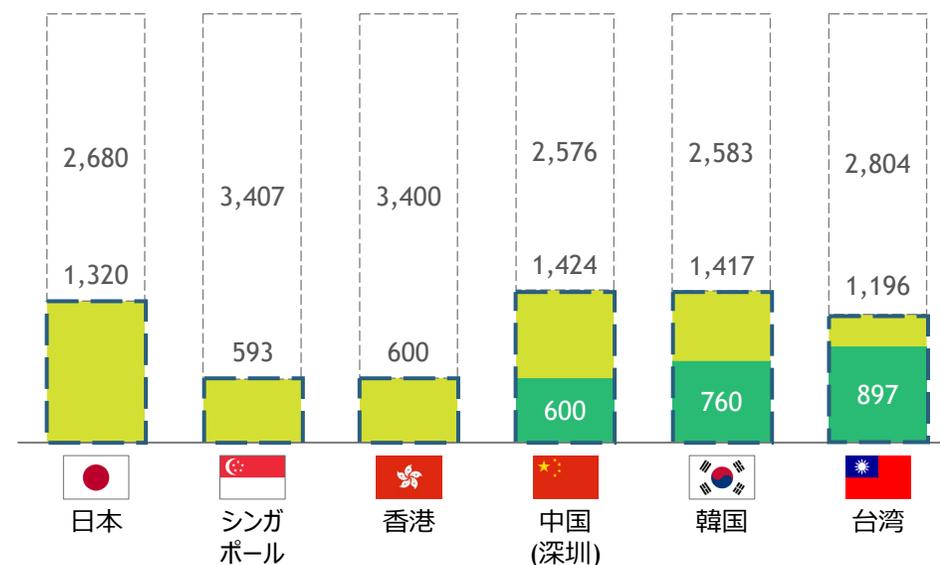
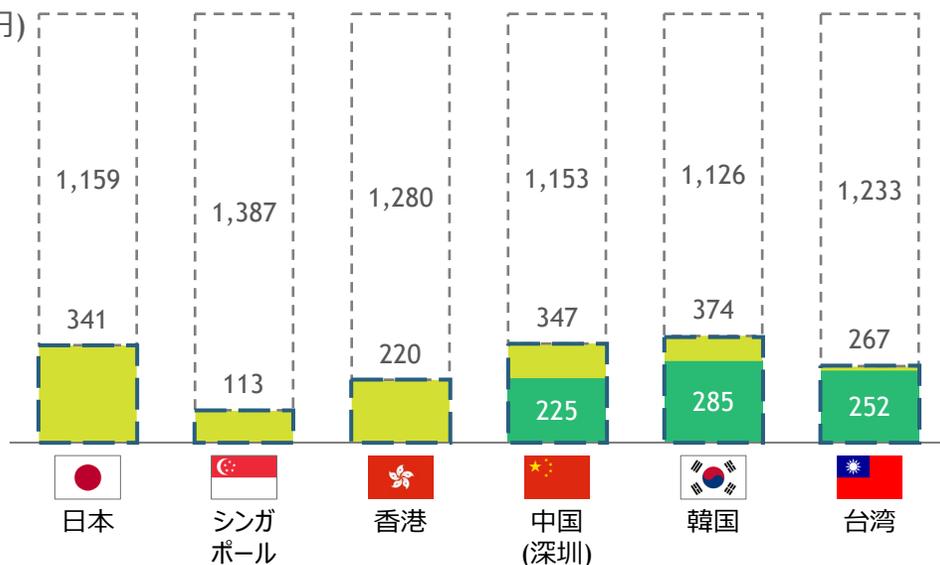
年間給与所得 1,500万円の場合¹⁾²⁾

年間給与所得 4,000万円の場合¹⁾²⁾

<凡例>
減税前：xx%
減税後：(xx%)

□ 所得税差引後の給与 ■ 納税額 (通常) ■ 納税額 (減税措置適用)

(単位: 万円)



	日本	シンガポール	香港	中国 (深圳)	韓国	台湾
減税額	-	※元より低税率	※元より低税率	122	89	14
税率 ²⁾	29% (29%)	8% (8%)	17% (17%)	30% (20%)	33% (25%)	22% (20%)

Note: 1. 2023年11月7日時点の為替を参照; 2. 韓国は「外国人労働者の税率を20年間単一税率19%」を適用; 減税率は補助金等の効果を含めて単純試算
 出典: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2260.htm>; <https://www.iras.gov.sg/taxes/individual-income-tax/basics-of-individual-income-tax/tax-residency-and-tax-rates/individual-income-tax-rates>; <https://www.gov.hk/en/residents/taxes/taxfiling/taxrates/salariesrates.htm>; https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/2021/81531b8f5a536a36/202103rpch.pdf; <https://shenzhen.chinatax.gov.cn/sshzqswj/tzgg/202309/5a6cf565c5494293a54790a762cd27e3.shtml>; <https://www.investkorea.org/ik-en/cntnts/i-369/web.do>; <https://www.investkorea.org/ik-en/cntnts/i-389/web.do>; <https://www.ntbt.gov.tw/singlehtml/65b820ab9b03480b81450179f235fc13?cntId=bebcdfa383aa49a3891da1f72296624e>; <https://www.ntbt.gov.tw/English/multiplehtml/14cdeff61f1a49e18263cd0b8766737a>; ポストン・コンサルティング・グループ分析

(参考) 税金 (所得税): 高度外国人材に対する税制優遇の例: 中国 (深圳)・韓国

中国・韓国では高所得層に対する所得税負担は重いが、高度外国人材向けに長期にわたる税率優遇を提供

国	通常の税制	優遇措置	優遇内容
 中国	累進課税制度 <ul style="list-style-type: none"> • ~74万円: 3% • ~298万円: 10% • ~620万円: 20% • ~869万円: 25% • ~1,365万円: 30% • ~1,985万円: 35% • 1,985万円~: 45% 	対象者 下記のいずれかの分野に属し、かつ、深圳市のハイエンド人材の要件 (身分、在留資格) を満たす <ul style="list-style-type: none"> • 分野: 科学技術イノベーション、重点発展産業、哲学社会科学 • 身分: 外国籍、海外永住権取得の中国国籍の海外大留学生、華僑 • 在留資格: 国家/省/市の重点人材プロジェクトに選出または高度外国人材と認定 等 	優遇内容 深圳と香港の所得税額の差額を補助 <ul style="list-style-type: none"> • 2021/2022年度の香港所得税額は15%
 韓国	累進課税制度 <ul style="list-style-type: none"> • ~168万円: 6% • ~600万円: 15% • ~1,056万円: 24% • ~1,800万円: 35% • ~3,600万円: 38% • ~6,000万円: 40% • ~1億2,000万円: 42% • 1億2,000万円~: 45% 	<ul style="list-style-type: none"> • 外国人技術者 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 外国人労働者 	<ul style="list-style-type: none"> • 10年間50%減免 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 20年間単一税率19%適用

(参考) 税金 (所得税): 高度外国人材に対する税制優遇の例: 台湾・フランス

台湾では、基準所得の超過分の半額に対して免税する措置を5年間導入。一方で、フランスでは、経営人材向けに減税措置を導入

国	通常の税制	優遇措置	優遇内容
 台湾	累進課税制度 <ul style="list-style-type: none"> • ~262万円: 5% • ~590万円: 12% • ~1,179万円: 20% • ~2,209万円: 30% • 2,209万円~: 40% 	優遇措置 対象者 外国特定専門人材に該当 <ul style="list-style-type: none"> • テクノロジー、経済、教育、文化、芸術、スポーツ、金融、法律及び建築設計の各分野における特殊専門人材の要件を満たす (例: 経済の場合、管理職等の職務を担当しており、給与が月収74万円を満たす) 	優遇内容 給与所得が1,400万円を超えた初年度から5年以内に限り、超過分の半額を課税免税
 フランス	累進課税制度 <ul style="list-style-type: none"> • ~174万円: 0% • ~444万円: 11% • ~1,270万円: 30% • ~2,732万円: 41% • 2,732万円~: 45% 	フランスでの駐在員で、下記ポジションを満たす経営人材 <ul style="list-style-type: none"> • 取締役会会長 • 非常勤取締役 • 執行委員会メンバー等 • CEO、副CEO等 	フランス居住後8年間において、駐在に伴い支給される駐在手当、現物支給(車・住宅等)について、①~③のいずれかの減税優遇を適用 <ul style="list-style-type: none"> • ① 給与総額の50%を上限額に課税免税 • ② 駐在手当控除後の課税所得の20%を上限額に課税免税 • ③ (現地採用者のみ適用) 定額免税率 30%

出典: <https://www.ntbt.gov.tw/singlehtml/65b820ab9b03480b81450179f235fc13?cntId=bebcdfa383aa49a3891da1f72296624e;>
<https://www.ntbt.gov.tw/English/multiplehtml/14cdeff61f1a49e18263cd0b8766737a;> <https://www.welcometofrance.com/en/french-tax-resident#:~:text=Residents%20of%20France%20are%20taxed,the%20special%20expatriates%20tax%20regime.;> <https://www.jetro.go.jp/biznews/2014/01/52df74130cf08.html;>
<https://www.welcometofrance.com/en/fiche/fact-sheet-expatriate-regime;>